

山口県報

平成19年
3月30日
(金曜日)

目 次

県議会訓令
山口県議会議務局処務規程の一部を改正する訓令……………一
企業管理規程
山口県企業局の組織等に関する規程の一部を改正する管理規程……………一
山口県企業局処務規程の一部を改正する管理規程……………三
山口県企業局考査規程の一部を改正する管理規程……………三
山口県企業局財務規程の一部を改正する管理規程……………三
山口県企業局職員就業規程の一部を改正する管理規程……………四
山口県企業局職員印章取扱規程の一部を改正する管理規程……………四
山口県企業局職員証取扱規程の一部を改正する管理規程……………五
山口県企業局職員給与規程の一部を改正する管理規程……………五
山口県工業用水道条例施行規程の一部を改正する管理規程……………六
山口県企業局電気関係事業所保安規程の一部を改正する管理規程……………七

山口県議会議令第一号

山口県議会議務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年三月三十日

山口県議会議長 島田 明

局 中 一 般



山口県議会議務局処務規程の一部を改正する訓令

山口県議会議務局処務規程（昭和四十四年山口県議会議令第一号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 審議監

第五条第二項中「前項」を「前項第一号」に、「職員は、」を「職員は書記をもつて、同項第二号及び第三号に掲げる職員は」に改め、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 審議監は、上司の命を受けて事務局の事務に係る特定の事務を整理する。

附 則

この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。



山口県企業管理規程第一号

山口県企業局の組織等に関する規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成十九年三月三十日

山口県公営企業管理者 清 弘 和 毅

山口県企業局の組織等に関する規程の一部を改正する管理規程

山口県企業局の組織等に関する規程（昭和四十九年山口県企業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表山口県企業局木屋川利水事務所の部を次のように改める。

山口県企業局 西部利水事務所	総務課	
	施設第一課	施設第一班 施設第二班 施設第三班
	施設第二課	

第六条第二項の表山口県企業局佐波川利水事務所の項を削り、同表に次のように加える。

山口県企業局
佐波川工業用水道事務所
施設第一班 施設第二班

第七条第一項中、「山口県企業局木屋川利水事務所」を、「山口県企業局西部利水事務所」に改め、同項の表山口県企業局佐波川利水事務所の項及び山口県企業局新阿武川発電所の項を削り、同表に次のように加える。

山口県企業局 佐波川工業用水道事務所	一 工業用水の供給に関する事 二 工業用水道施設の維持管理に関する事 三 工業用水の調査及び水質等の測定に関する事 四 その他管理者が定める事項に関する事
-----------------------	--

第七条第二項中、「山口県企業局木屋川利水事務所」を、「山口県企業局西部利水事務所」に改め、同項の表中「施設課」を「施設第一課」に、

- 五 貯留水の調整に関する事。
- 六 発電及び給電に関する事。
- 七 発電、変電及び送電の施設の維持管理に関する事。
- 五 湯の原ダムに係る貯留水の調整に関する事。
- 六 木屋川発電所に係る発電及び給電に関する事。
- 七 木屋川発電所に係る発電、変電及び送電の施設の維持管理に関する事。

に加える。

施設第二課	一 相原ダムに係る貯留水の調整に関する事。 二 貯水池、水門その他相原ダムに係る施設の維持管理に関する事。 三 新阿武川発電所に係る発電及び給電に関する事。 四 新阿武川発電所に係る発電、変電及び送電の施設の維持管理に関する事。 五 その他管理者が定める事項に関する事。
-------	---

第九条第三項中、「土木技監」を削る。
第十条第一項中、「山口県企業局佐波川利水事務所、山口県企業局木屋川利水事務所」を、「山口県企業局西部利水事務所」に改め、「山口県企業局新阿武川発電所」を削り、「山口県企業局周南工業用水道事務所」の下に、「山口県企業局佐波川工業用水道

事務所」を加え、同条第三項中「事業所に」の下に「企画監」を加える。
別表第一山口県企業局佐波川利水事務所の項を削り、同表山口県企業局木屋川利水事務所の項を次のように改める。

山口県企業局西部利水事務所	下 関 市 木屋川工業用水道、湯の原ダム、相原ダム、木屋川発電所、新阿武川発電所
---------------	--

別表第一山口県企業局東部発電事務所の項中「除く。」の下に、「佐波川発電所」を加え、同表山口県企業局新阿武川発電所の項を削り、同表山口県企業局周南工業用水道事務所の項中「吉原・末武川工業用水道、吉原ダム」を「末武川工業用水道」に改め、同項の次に次のように加える。

山口県企業局佐波川工業用水道事務所	防 府 市 佐波川工業用水道
-------------------	----------------

別表第二の組織上の職の表本局に関する部分中「土木技監」を削り、同表事業所に関する部分中「次長」の下に「企画監」を加え、別表第二の業務上の職の表を次のように改める。

業 務 上 の 職	この管理規程で設置する職	法令で設置されている職
主事、技師、班長、主任技術員、技術員、運転士		企業出納員

別表第二の備考を次のように改める。

備考 職員は、業務上の職の表の上欄又は下欄に掲げる職の一以上を有しなければならない。ただし、組織上の職を有する職員については、この限りでない。

別表第三の一 組織上の職の表本局の部土木技監の項を削り、同表事業所の部次長の項の次に次のように加える。

企 画 監	上司の命を受けて事業所の事務に係る特定の事務を処理する。
-------	------------------------------

別表第三の二 業務上の職の表班長の項の次に次のように加え、同表機械操作員の項及び電気整備員の項を削る。

主任技術員	上司の命を受けて技術に関する実務に従事する。
-------	------------------------

技 術 員 上司の命に従い、技術に関する実務に従事する。

附 則

この管理規程は、平成十九年四月一日から施行する。

山口県企業管理規程第二号

山口県企業局処務規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成十九年三月三十日

山口県公営企業管理者 清 弘 和 毅

山口県企業局処務規程の一部を改正する管理規程

山口県企業局処務規程（昭和四十年山口県企業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

「 佐波川利水事務 所長 木屋川利水事務 所長 小瀬川工業用水 道事務所所長 周南工業用水道 事務所所長 厚東川工業用水 道事務所所長 」	を	「 西部利水事務所 長 小瀬川工業用水 道事務所所長 周南工業用水道 事務所所長 佐波川工業用水 道事務所所長 厚東川工業用水 道事務所所長 」
--	---	---

別表第三中		
所 長 印	山口県企業局佐波川利水事務所所長印	21
所 長 印	山口県企業局木屋川利水事務所所長印	21

所 長 印	山口県企業局西部利水事務所所長印	21
-------	------------------	----

所 長 印	山口県企業局新阿武川発電所所長印	21
-------	------------------	----

所 長 印	山口県企業局周南工業用水道事務所所長印	21
-------	---------------------	----

に改め、

を削り、

を

所 長 印	山口県企業局阿武川工業用水道事務所所長印	21	所 長 印	山口県企業局佐波川工業用水道事務所所長印	21	所 長 印	山口県企業局木屋川工業用水道事務所所長印	21	所 長 印	山口県企業局西部利水事務所所長印	21
-------	----------------------	----	-------	----------------------	----	-------	----------------------	----	-------	------------------	----

に改める。

附 則

この管理規程は、平成十九年四月一日から施行する。

山口県企業管理規程第三号

山口県企業局考査規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成十九年三月三十日

山口県公営企業管理者 清 弘 和 毅

山口県企業局考査規程の一部を改正する管理規程

山口県企業局考査規程（昭和四十三年山口県企業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「吏員」を「職員」に改める。

附 則

この管理規程は、平成十九年四月一日から施行する。

山口県企業管理規程第四号

山口県企業局財務規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成十九年三月三十日

山口県公営企業管理者 清 弘 和 毅

山口県企業局財務規程の一部を改正する管理規程

山口県企業局財務規程（昭和四十年山口県企業管理規程第七号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「十人」を「九人」に改める。

附 則

この管理規程は、平成十九年四月一日から施行する。

山口県企業管理規程第五号

山口県企業局職員就業規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成十九年三月三十日

山口県公営企業管理者 清 弘 和 毅

山口県企業局職員就業規程の一部を改正する管理規程

山口県企業局職員就業規程（昭和四十年山口県企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第三条第六項を削り、同条第七項中「、休憩時間及び休息時間」を「及び休憩時間」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「及び第六項」を削り、「とし、並びに休息時間を別に定める」を「とする」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「第七項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項を同条第九項とする。

第六条第一項中「第七項から第九項」を「第六項から第八項」に改める。
別記第一号様式の表中

歴 任				職 種	研 修	期 間
職 名	任用年月日	年 齢	期 間			
その他	・	・	年・	}	・	・
史 員	・	・	・	}	・	・
主 任	・	・	・	}	・	・
主 査	・	・	・	}	・	・
課 長	・	・	・	}	・	・
部次長	・	・	・			
部 長	・	・	・			

を

に

職 名	任用年月日	年 齢	期 間
・	・	・	・

四

を	に
---	---

を

に改める。

附 則

- この管理規程は、平成十九年四月一日から施行する。
(用紙の使用)

- この管理規程の施行の際、改正前の山口県企業局職員就業規程別記第一号様式による人事記録カードを印刷した用紙で使用中的の及び残存するものについては、これに所要の調整をして使用することができる。

山口県企業管理規程第六号

山口県企業局職員記章取扱規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成十九年三月三十日

山口県公営企業管理者 清 弘 和 毅

山口県企業局職員記章取扱規程の一部を改正する管理規程

山口県企業局職員記章取扱規程（昭和四十一年山口県企業管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式、別記第一号様式及び別記第三号様式（その一）中「職員の種別（職名）」を削る。
別記第三号様式（その二）中

職員の種類(職名)

削る。

附 則

この管理規程は、平成十九年四月一日から施行する。

山口県企業管理規程第七号

山口県企業局職員証取扱規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成十九年三月三十日

山口県公営企業管理者 清 弘 和 毅

山口県企業局職員証取扱規程の一部を改正する管理規程

山口県企業局職員証取扱規程(昭和四十一年山口県企業管理規程第三号)の一部を次のように改正する。

第九条中「職員の種類を異にして異動したとき(単純な労務に雇用される職員が職名を異にして異動したときを含む。)(又は)」を削る。

別記第一号様式の表、別記第二号様式(その一)、別記第二号様式(その二)及び別記第三号様式中「職員の職名(職名)」を削る。

別記第五号様式中「職員の種類(職名)」を削る。

「職員の種類を異にして異動した職員」を削る。

ので、を「氏名を変更したので、」

変更の理由	変更の年月日	変更の内容
	変更の年月日	変更の内容

を

を

附 則

この管理規程は、平成十九年四月一日から施行する。

山口県企業管理規程第八号

山口県企業局職員給与規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成十九年三月三十日

山口県公営企業管理者 清 弘 和 毅

山口県企業局職員給与規程の一部を改正する管理規程

山口県企業局職員給与規程(昭和四十一年山口県企業管理規程第五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「事務吏員及び技術吏員(運転士、機械操作員及び電気整備員である技術吏員を除く。)(を)」を「主任技術員、技術員及び運転士以外の職員」に、「運転士、機械操作員及び電気整備員」を「主任技術員、技術員及び運転士」に改める。

第四条を次のように改める。

山口県企業管理規程第八号

山口県企業局職員給与規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成十九年三月三十日

山口県公営企業管理者 清 弘 和 毅

山口県企業局職員給与規程の一部を改正する管理規程

山口県企業局職員給与規程(昭和四十一年山口県企業管理規程第五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「事務吏員及び技術吏員(運転士、機械操作員及び電気整備員である技術吏員を除く。)(を)」を「主任技術員、技術員及び運転士以外の職員」に、「運転士、機械操作員及び電気整備員」を「主任技術員、技術員及び運転士」に改める。

第四条を次のように改める。

(管理職手当)

- 4 前三項に規定するもののほか、管理職手当の支給については、一般部局職員の例による。
- 3 第一項に規定する職を占める職員に支給する管理職手当の月額は、当該職員の属する職務の級及び当該職に係る前項の規定による区分に応じ、別表第四の管理職手当の額の欄に定める額とする。
- 2 前項に規定する管理職手当を支給する職は、別表第三に定めるところにより、一種から三種まで及び五種に区分するものとする。
- 1 第一項に規定する職を占める職員に支給する管理職手当の月額を、当該職員が属する職務の級及び当該職に係る前項の規定による区分に応じ、別表第四の管理職手当の額の欄に定める額とする。

附則第二項を削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

別表第二の四級の項中「新阿武川発電所次長」を削り、同表六級の項中「土木技監」

を削り、「佐波川利水事務所次長」「佐波川利水事務所次長」を「佐波川利水事務所次長」を削り、

「佐波川利水事務所次長」を「佐波川利水事務所次長」を削り、同表六級の項中「土木技監」を削り、

「佐波川利水事務所次長」を「佐波川利水事務所次長」を削り、同表六級の項中「土木技監」を削り、

別表第三を次のように改める。
別表第三(第四条関係)

職	区分
局長	一種
局次長	
参事	二種
本局課長	
企画監	
西部利水事務所長	
東部発電事務所長	
小瀬川工業用水道事務所長	三種
周南工業用水道事務所長	
佐波川工業用水道事務所長	
厚東川工業用水道事務所長	
調整監	
西部利水事務所次長	

東部発電事務所次長
柳井川工業用水道事務所長
周南工業用水道事務所次長
佐波川工業用水道事務所次長
厚東川工業用水道事務所次長

五種

別表第三の次に次の一表を加える。
別表第四(第4条関係)

職務の級	区分	管理職手当の額	
		円	
9級	1種	130,000	
	2種	117,000	
8級	1種	94,000	
	2種	88,000	
7級	1種	77,000	
	2種	72,000	
6級	1種	51,000	
	2種		

附則

この管理規程は、平成十九年四月一日から施行する。

山口県企業管理規程第九号

山口県工業用水道条例施行規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成十九年三月三十日

山口県公営企業管理者 清 弘 和 毅

山口県工業用水道条例施行規程の一部を改正する管理規程

山口県工業用水道条例施行規程(昭和四十年山口県企業管理規程第六号)の一部を次のように改正する。

第十六条第三号中「吉原・末武川工業用水道」を「末武川工業用水道」に改め、同条第四号中「山口県企業局佐波川利水事務所」を「山口県企業局佐波川工業用水道事務所」に改め、同条第六号中「山口県企業局木屋川利水事務所」を「山口県企業局西部利水事務所」に改める。

附 則
この管理規程は、平成十九年四月一日から施行する。

山口県企業管理規程第十号

山口県企業局電気関係事業所保安規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成十九年三月三十日

山口県公営企業管理者 清 弘 和 毅

山口県企業局電気関係事業所保安規程の一部を改正する管理規程

山口県企業局電気関係事業所保安規程（昭和四十年山口県企業管理規程第十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

徳山発電所
ダム水路主任技術者

を

徳山発電所
ダム水路主任技術者
佐波川発電所
ダム水路主任技術者

に、

佐波川発電所
ダム水路主任技術者

木屋川発電所
ダム水路主任技術者
新阿武川発電所
ダム水路主任技術者

を

に改める。

山口県企業局
佐波川利水事務所
山口県企業局
木屋川利水事務所
山口県企業局
新阿武川発電所

山口県企業局
西部利水事務所

別表第二山口県企業局佐波川利水事務所の項を次のように改め、同表山口県企業局木屋川利水事務所の項及び山口県企業局新阿武川発電所の項を削る。

山口県企業局西部利水事務所
1 発電及び給電に関すること。 2 発電、変電及び送電の施設の維持管理に関すること。 3 貯留水の調整に関すること。 4 貯水池、水門その他ダムに係る施設の維持管理に関すること。 5 その他管理者が定める事項に関すること。

別表第三の注一中「感覚又は」を「視覚、聴覚、嗅覚及び触覚並びに」に改める。

附 則

この管理規程は、平成十九年四月一日から施行する。

平成十九年三月三十日発行

発行所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）